

③奈良県十津川村村長「台風12号で甚大な被害を受けた。道路が170箇所寸断され、役場と村民の間で10日間も情報が伝わらなかった。職員も6人が死亡、6人が今も行方不明である。まずは村民のいのち、生活を守ることが重要で、こんな混乱した状況の中で地方整備局からすぐに人が来てくれ、機材も送り込んでくれた。こんなに早く直してもらったのは初めて。反対か賛成かの前に、移譲によって今まで以上に力が発揮できるのか。今のどこが悪いのか、関西広域連合は受けてどうしようとしているのか、その先のことを何も示していない。今のままでは断固反対である」。

④宮崎県日南市の市長「地域主権、地方分権に異議はないが、議論がないままに進められることには疑義がある。地方整備局の地方移管は国の責任を曖昧にする。国土を守ることは国の責任である」。

⑤栃木県茂木町町長「私たちが要望しているのは地方整備局の廃止ではなく機能強化だ」。

(4)自治労連・研究機構の角田英明氏の感想には次のようなものがあります。

「この総会では組織や会則を整備し、役員体制も確立し、目的も国の出先機関改革だけでなく、『基礎自治体への権限移譲、自治権の拡充を求めて改革的な提言を行う』としたことも前進である。この動きは、政府、財界が進める地域主権改革に反対し、住民自治の発展、自治権の拡大を求める運動を進めていく上で大きなインパクトになる。」「しかし、当面の重点は拙速な国の出先機関改革への歯止めであり、今後、今日の地域主権改革の全体構想に対する基本的な立場や見解、『基礎自治体への権限移譲、自治権の拡充』の具体的な中身、内実は何なのか、どう作っていくのかが問われるが、それは今のところ不透明である。」「役員、市町村長の発言でも『地方分権、地域主権(改革)に異議はない、進めるべき』という発言も目立っている。・・・今後、こうしたことも踏まえた丁寧な合意形成、連携、共同が求められる。」

3. 義務付け・枠付けの見直しに関して、内閣府が行ったレクチャーの概要。

4月25日、内閣府(地域主権戦略室)が都道府県記者クラブに対して説明が行われ、その後、質疑も交わされました。

(1) 説明。

戦略室次長は次のように説明しました。「第1次、第2次一括法が成立し、国会では保育所の面積基準が議論になったが、各自治体では法の趣旨を踏まえて独自条例を作り始めている。条例化に向けては、1年の猶予期間があり、まだ本格的にはなっていないが、ユニークなものも出ている。戦略室は先行する自治体の事例の情報提供、周知を図っていくこととしており、今回、とりまとめをしたのでお知らせする。第3次一括法案は連休明けから審議をお願いしている。全国知事会からも決議が出ている。」

地方独自の基準事例については、担当参事官から内容の説明がなされました。(内容省略)

(2) 主な質疑。

① Q: 条例化はこれから本格化すると言うが、今後、各自治体はどの時期に条例提案を予定しているのか。

A: 都道府県は概ね今年9月議会くらいがピークになるのではないかと。市町村は政策法務に慣れておらず、実務が遅れることが予測され、12月議会か2月議会になるところが多いと思われる。なお、遅れるということマイナスとは考えていない。先進事例などを参考にしながら、いい条例をつくってもらいたいと考えている。

② Q: 今回のような地方独自の基準条例は今後も追加するのか。

A: 追加していく。地方議会ごとに情報収集し、ホームページに掲載させていく。全国知事会も条例制定の取組み事例を出している。

③ Q: 都道府県、市町村ごとに条例化すべきものはどのくらいあるのか。

A: 条例に委任する事項は決まっているが、自治体ごとに対象事項の有無も含めて違うので、特定

できない。大雑把に言うと都道府県で20~30本、市町村で10~15本くらいである。

条例化にあたっては、地域にあった基準をどうつくるのか、そこをよく考えてほしい。その意味では自治体の力が問われている。条例は一度作っても改正はできるが、最初にどういうものをつくるのか、しっかり議論してつくっていくことが重要だと考えている。

④ Q:「標準」での「合理性」の判断は、だれがするのか。基準はあるのか。

A:政府として基準や解釈を示すことは考えていない。各行政の場で考えていくことになる。

⑤ Q:「従うべき基準」でも、良くする方向で上乘せ、横出しはできると考えていいか。

A:国は最低基準を決めているだけであり、手厚くするということが上乘せや横出しもできると考えている。

⑥ Q:京都市のように保育士の配置基準を引き上げる(上乘せする)場合、国の補助金は上積み

されるのか。自治体負担になるのか。

A:人員配置等で上乘せする場合は自治体の単独負担になる。

⑦ Q:都道府県から市町村への権限移譲は、今後考えているのか。

A:第2次一括法で一定のところまでいっている。特段の議論はしていないが、今後も地方からの要望があれば検討していく。

(3) 自治労連・研究機構の角田英明氏の感想。

「今回、全国知事会や地域主権戦略室が“先進的”な事例として紹介している内容については、前進面もあるが、“地域の実情、課題に応じて”という名目で、基準の引き下げや要件緩和、委託拡大を条例化しているものも数多く含まれており、別途に評価、分析、改善運動が必要である。同時に、全体の9割以上が今年秋以降の条例化に委ねられており、第3次一括法の内容も含めて全国各地で前進的な内実をつくるため、運動と議会論戦を強めていくことが重要になる。」

## 2. 「地方を守る会」の動き。

(1) 地方整備局など国の出先機関の原則廃止、地方移譲に危惧、不安を抱き、政府方針に異議あり反対するという「地方を守る会」の活動が急速に広がっています。

昨年の12月段階では市町村長の会員は120人程度でしたが、今年の3月3日に総会を開いたときには449人になりました。

(2) 総会では「基礎自治体の意見を十分反映しないまま拙速に地方整備局等の廃止を進めない」旨の決議がなされました。

(3) 総会での発言の主なもの。

①代表世話人の開会挨拶では「地方分権、地域主権は是非進めたいが、・・・国が進めている出先機関改革は危うく不安である。関西広域連合や九州知事会で実験的にやろうとしているが、・・・今の案だと広域連合なるものが国の出先機関を担うが、・・・私たちが考える地方分権とは異なる。広域連合はいくつもの頭があり、合議制でやる。

今よりもスムーズな意思決定ができるのか。大規模災害が起きたときに、これまでのようにできるのか」「(この問題で)政府のヒアリングを受けたが、国、都道府県、市町村間で議論されていない。その場で、政府側は皆さん方の意見もしっかり聞き、法案に反映させたいと言っていたが、それはこの改革を進めるということ、危機的である。今日は国が進めている地域主権改革に異議ありと発信するいい機会である」。

②岩手県宮古市の山本市長「今回の大震災でインフラもライフラインも壊滅的な被害を受けた。そのときに国の地方整備局などが基幹道路の整備を行い、4日間で内陸と沿岸部を結ぶ「いのち」のルートが確保できた。業務の枠を超え、前線、後方で復旧、支援をしてくれた。国の機関が果たした役割は極めて大きく、重要性が明確になった。これから岩手でも復旧、復興が本格的にスタートする。機能充実を図ることが重要であり、国と地方が連携してやっていくことが大事」と強調。

ら、自治体の執行機関、執行権限の行使に議員を取り込む、首長の意に沿う議会をつくる、首長権限を強化することであり、大阪などで起きている事態がこれです。

(3) それとの関連で、国の出先機関の原則廃止、地方移譲の推進なども強行されようとしています。

(4) 昨年4月、地域主権改革を進める第1次一括法が成立し、8月には第2次一括法も成立しました。

内容は法令による義務付け・枠付けの見直しと都道府県から市町村への権限移譲です。

施行日は原則2012年4月ですが、義務付け等の見直しには1年の経過措置期間が設けられましたが、権限委譲のほうは一部の施行日が2013年4月とされただけです。

多くの事項は今年の3月議会でも条例化されているはずですが、

(5) 一括法に盛り込まれた事項は多岐にわたり、内容も膨大ですが、次のような条例委任の基準が

設定されています。

《従うべき基準》：条例内容は、法令の「従うべき基準」に従わなければならない。当該基準に従う範囲内で、地域の実情に応じた内容を定めることは許容される。

《標準》：条例内容は、法令の「標準」の範囲内でなければならない。合理的な理由があれば、その範囲内で地域の実情に応じて異なる内容を条例で定めることは許容される。

《参酌すべき基準》：条例制定にあたっては、政省令の「参酌すべき基準」を十分参照しなければならない。参照した結果であれば、地域の実情に応じて異なる内容を定めることができる。

この内《従うべき基準》は基準切り下げに対しての歯止めの期待感を持たせるかもしれませんが、基本は国の基準への連動であり、国が基準を引き下げすれば、その水準に平準化されます。それに政府側の目標は限りなく《参酌すべき基準》にすることです。その狙いは自治体の裁量、責任で最低基準の引き下げ、地方歳出の削減をやらせることです。

## 第12回定期総会を次のとおり開催します。

日時：2012年6月10日（日） 午後1時～

場所：県民福祉プラザ多目的室4B

議案：

報告と提案

2011年度活動報告

2012年度課題の提案

決算報告

会計監査報告

予算案

役員改選

その他

※なお当日は午後1時から恒例の学習会をやります。

大坪正一氏を講師にして、脱原発と地域経済振興についての問題提起を予定しています。

多数の会員の出席を期待しています。

地域主権改革一括法にどう取り組むか？

学習講演会をします。

昨年、地域主権改革第一次一括法、第二次一括法がそれぞれ成立しました。内容は「義務付け・枠付けの見直し」と「県から市町村への権限移譲」です。地域主権改革が具体的に動き出したという感じです。

この問題にどう取り組むかについて、以下のとおり学習講演会をします。

日時：6月16日（土）午後1時30分。

場所：青森市文化会館小会議室

講師：角田 英明氏

第12回自治体・地域づくりセミナーは

原発サイトの視察を予定

日時：2012年9月22日（土）～23日（日）。

場所：「プラザホテルむつ」を仮予約。

内容：講演と原発サイトの視察を予定。

2012年5月18日 第64号

【事務局】青森自治研 三上正悟

〒030-0852 青森市大字大野字若宮 165-19

TEL 017-762-6234

自治研

（情報）

1. 動き出した地域主権改革

道州制への道筋づくりを意図するものです。

（1）地域主権改革については自治体セミナー等でも主題として取上げ、学習してきましたが（例えば第10回セミナー）、具体的には「小さな政府」。市場原理・規制緩和を基本として、国の責任と役割の限定。国から地方へ、また地方間の権限移譲。分権の受け皿づくりとしての自治体再編。公の守備範囲の縮小と多様な民の主体形成の中で、国・自治体を合わせた組織の徹底したスリム化です。同時に都道府県の縮小・解体、

（2）地方政府基本法の制定（地方自治法の抜本見直し）も議論されています。総務省の地方行財政検討会議の中で検討されてきました。総務省からは、2010年12月に①議会が執行権限の行使に事前の段階からより責任をもつあり方。②純粋な二元代表制の仕組みとするあり方。③それ以外のあり方が提示されています。

その趣旨は、議会の反対で「首長の方針」がなかなか通らないか